

大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

令和4年4月8日

下野市教育委員会スポーツ振興課

1 業務の目的

本業務は、大松山運動公園のプール跡地等利活用の検討にあたり、民間活力導入可能性調査を実施し、新機能等の導入施設の設計・整備から、同敷地内の陸上競技場や石橋体育センター等を含めた公園全体の管理運営までの一体的なPFI的手法導入につなげ、民間運営による管理運営費用の抑制、運動公園としての利便性向上及び公園の一層の活性化を図ることを検討する。加えて、商店街の衰退など空洞化するJR石橋駅西側周辺の賑わいを創出するなど、公園周辺の地域への波及効果や、グリムの館や石橋複合施設など公共施設との相乗効果を図っていくことを目的として検討を行う。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務 |
| (2) 業務内容 | 「大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和5年3月20日(月)まで |
| (4) 予算上限額 | 10,340,000円(消費税及び地方消費税込み)
※上限額を超えての提案は無効とする。 |

3 受託候補者選定方法

企画提案書の公募型プロポーザル方式(令和4年4月8日(金)公示)

4 参加資格

プロポーザル方式による候補者の選定に参加する者(以下「参加者」という。)は、次の各号に掲げる資格要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 下野市競争入札参加有資格者として登録があること。
- (3) 下野市プロポーザル参加表明書及び企画提案書の受付期間において、下野市建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成22年下野市訓令第3号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者(同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 下野市暴力団排除条例(平成24年下野市条例第3号)第2条第1号又は第4号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 「業務責任者」を専任で1名配置できること。「業務責任者」は本業務が円滑に実施できるよう市との連絡窓口になるとともに、各担当者を統括すること。
- (7) 過去5年間(平成29年4月1日から公示日)において、国又は地方公共団体が発注する以下の同種又は類似業務を元請として完了した実績があること。
- ・ 同種業務：都市公園を対象とした民間活力導入可能性調査業務に関する業務
 - ・ 類似業務：公共施設を対象とした民間活力導入可能性調査業務
- (8) 業務を推進するうえで、必要な経験能力を有する十分な数の技術者を配置できること。また、配置予定管理技術者が以下のいずれかの資格を有すること。
- ・ 技術士 総合技術監理部門(建設一都市及び地方計画)
 - ・ 技術士 建設部門(都市及び地方計画)

5 参加表明

参加予定者は、下記により提出書類(参加表明書等)を提出する。

- (1) 提出書類
- ア プロポーザル参加表明書(様式第1号)
 - イ 会社概要書(様式第1-2号)
 - ウ 業務経歴書(様式第1-3号)
 - エ 業務実施体制調書(様式第1-4号)
 - オ 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税)
- (2) 提出部数 正本1部、副本1部(複写ができるようクリップ止めとする)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。)
- (4) 提出期限 令和4年4月20日(水)午後3時必着
- ※持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時まで(提出期限日については午後3時まで)の受付とする。

(5) 提出場所 下野市教育委員会 スポーツ振興課 施設管理グループ
〒329-0492 下野市笹原26番地
電話：0285-32-8920

(6) 参加承認

①一次審査(書類審査)

原則として、提出書類の内容で書類審査を行い、上位5者を選考する。

なお、参加者が5者以下の場合は、書類審査で提出書類の内容確認の上で、二次審査の対象とする。

②このプロポーザルの参加承認の可否の連絡は、令和4年4月27日(水)までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に下野市プロポーザル参加確認結果通知書(様式第2号)及び下野市プロポーザル企画提案書提出依頼通知書(様式第3号)を電子メールで通知するものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年4月13日(水)まで

(2) 提出方法

質問書(別紙)を用い、下記のメールアドレス宛に電子メールにて提出する。

なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

メールアドレス：sports@city.shimotsuke.lg.jp

(3) 質問に対する回答

令和4年4月18日(月)までに、市ホームページで公表する。

ホームページアドレス：<http://www.city.shimotsuke.lg.jp/>

7 企画提案書の提出

(1) 作成要領

①企画提案書の様式は任意とするが、原則としてA4版、左とじ、横書き、両面印刷、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

なお、ページ数は、表紙及び目次を除いて10ページ以内とする。

②契約締結の際には、本業務の仕様書に加え、契約書に企画提案書一式を添付するので、実現不可能なものではなく、確実に実現できる範囲で記載するものとする。企画提案書に記載された内容は、全て提案者が実現を約束するものとみなす。

③仕様書に記載されている内容以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は、積極的に提案を行うこと。

④提案見積額に含まれていない有料オプションなど、別途費用を必要とするものの企画提案書への記載は受け付けない。

⑤企画提案書については、自由様式とする。

(2) 提出書類

「大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務仕様書」に基づき、実施方針・業務工程・特定テーマ①②（後述の「審査評価項目」を参照）・提案見積書の構成で作成する。

ア 企画提案書

イ 提案見積書

項目及び金額（税抜き価格）を記載する。（積算内訳も提出する。）

(3) 提出部数 正本1部、副本8部

(4) 提出方法 参加表明と同様とする。

(5) 提出期限 令和4年5月13日（金）午後3時必着

※持参の場合、平日の午前8時30分から午後5時まで（提出期限日については午後3時まで）の受付とする。

※期限内に企画提案書等が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 提出場所 参加表明と同様とする。

8 受託候補者の選定等

(1) 選定方法等

提出された書類に基づき一次審査を行った結果、選定された上位5社に対しては、下記の二次審査（提案者プレゼンテーション）を実施する。

➤二次審査（提案者プレゼンテーション）

プロポーザル選定委員会において、参加表明審査により選定された事業者によりプレゼンテーションを実施し、その内容を審査、評価して順位付けを行い、交渉権の1位の候補者を決定する。

なお、審査は非公開とする。

交渉権の1位の候補者は、随意契約に向けた交渉を行うものとする。ただし、交渉の結果、合意に至らなかった場合、参加資格の要件を満たさなくなった場合、もしくは不正が認められる行為をしたことが判明した場合は、交渉権2位の候補者と交渉を行うものとする。

また、参加者が1社だった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(2) 審査評価項目、基準と配点

主な評価内容			一次審査	二次審査
企業評価	経営規模の妥当性	資本金、売上高、経営状況等に問題はないか。	3	
	事業者としての専門性	本業務の立案について、コンサルティングに関する必要な専門性を有しているか。	3	
	受託実績について	本業務の立案におけるコンサルティング業務に関して十分な業務実績があるか。	9	
技術者評価	予定技術者の実績	業務を遂行するために必要な資格・実績を有する人員配置が確保されているか。	20	20
提案評価	実施方針	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		15
	業務工程	本業務の業務工程が具体的に提案され、またそれが安定的であるか実現可能であるか。		10
	企画内容 (特定テーマ)	特定テーマ①：適切な PPP（官民連携）事業スキームの構築		20
		特定テーマ②：適切な民間事業者意向調査の方法		20
必要経費	減額率（見積額と委託契約金額の上限額との比較）による点数		5	
プレゼンテーション評価	プレゼンテーション全般	本業務に対する取組み意識が高く、熱意が感じられるか。		10
合計			35	100

(3) 選定の結果

令和4年5月下旬に企画提案書等を提出した全事業者に下野市プロポーザル審査結果通知書(様式第5号)にて通知する。

(4) 審査結果の公表

審査の結果、選定された事業所については、市ホームページで公表する。
なお、この選定結果に関する異議は、一切受け付けない。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日時：令和4年5月26日(木) ※時間は別途連絡します。

場所：下野市庁舎3階 教育委員会室

(2) 実施時間

1事業者30分以内(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内)

(3) 出席者

配置予定の管理技術者を含む、提案内容を熟知している3名までとする。

(4) その他

プレゼンテーションは非公開とし、前記7で提出された書類に沿って簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。ただし、追加提案は認めない。

なお、電子機器を利用して行うことも可とするが、使用する電子機器は提案者が準備するものとする。

10 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 前記4の参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

11 その他の留意事項

(1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 書類提出後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めない。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 企画提案書等は、候補者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、下野市情報公開条例(平成18年下野市条例第10号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 2 各種問合せ先

本プロポーザルに関する各種問合せ先は次のとおりとする。

下野市教育委員会 スポーツ振興課 施設管理グループ (担当：五月女、石塚)

電話：0285-32-8920

Fax：0285-32-8611

メールアドレス：sports@city.shimotsuke.lg.jp

なお、本要領及び企画提案仕様書の内容に関する問合せは、質問書を提出すること。